

社会福祉法人みその 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022（令和4）年 3月28日 ～ 2025年 3月31日

2. 内容

目標 : 職員の育児休業取得率を男女とも100%とする

<対策>

- 2022（令和4）年 4月～
 - ・ 育児介護休業に関する規程の改定
 - ・ 育児休業制度の周知
 - ・ 育児休業取得対象職員との個別面談の実施